

一般財団法人 Ruby アソシエーション

評議員選定委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人 Ruby アソシエーション（以下「この法人」という。）定款第12条第4項の規定に基づき評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(選定委員会の設置)

第2条 選定委員会は、この法人の評議員を選任及び解任するための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 選定委員会の委員は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び以下の事項に該当しない外部委員2名の合計5名で構成するものとする。

- (1) この法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
- (2) (1)に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人（過去に使用人であった者を含む。）

(委員の選任及び任期)

第4条 選定委員会の委員となる事務局員及び外部委員の選任は、理事会において行う。

- 2 選定委員会の委員となる評議員は、評議員間で協議の上、決定する。
- 3 選定委員会の委員となる監事は、監事間で協議の上、決定する。
- 4 選定委員会の委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(招集)

第5条 選定委員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集通知)

第6条 選定委員会の招集通知は、会議の開催日の7日前までに、各委員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、選定委員会を開催することができる。

(議長)

第7条 選定委員会の議長は、当該委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

- 2 前項の規定により選出された議長は、選定委員会の会務を総理する。
- 3 選定委員会を招集した理事長（第5条第2項の規定により他の理事が招集した場合は、その理事）は、当該委員会の議事に必要な範囲内で説明者を指名し、同席させることができる。

(評議員候補者)

第8条 理事会又は評議員会は、それぞれ選定委員会に提出する評議員候補者を推薦することができる。

(評議員の選任)

第9条 選定委員会は、理事会又は評議員会からこの法人の評議員として推薦された候補者について、

次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由の説明を受けた上で、評議員を選任する。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

（決議）

第10条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（決議の省略）

第11条 理事会又は評議員会が、選定委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選定委員会の議決があったものとみなす。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）施行規則第89条に定めるものとする。

（議事録）

第12条 選定委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 選定委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 当該委員会が開催された日時及び場所
- (2) 当該委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 当該委員会に出席した委員の氏名
- (4) 当該委員会の議長の氏名

3 第1項の議事録は、この法人の主たる事務所に10年間、備え置かなければならない。

（委任）

第13条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月27日より施行する。（平成23年7月27日理事会議決）

この規則の一部改正は、平成27年6月1日より施行する。（平成27年6月11日理事会議決）